

お知らせ

インフルエンザワクチンについて

インフルエンザワクチンにつきましては、
下記のとおり接種を実施いたします。

(小児科を除く)

【重要】

新型コロナウイルスワクチンを接種した。又は接種の予定がある場合は13日以上接種間隔が必要となります。

記

○接種開始日

令和3年10月11日(月)から

(船橋市在住の方で下記に該当する方は、令和3年12月28日まで)

○受付時間

午前8時から午前11時(土曜日・日曜日・祝日を除く)

○接種料金 5,170円(税込)

◎但し、接種日当日に船橋市に住民登録があり、①または②に当てはまる方は実施期間内1回に限り1,000円(税込)*市長町村により異なる場合があります。

①満65歳以上の方で、自らの意思で接種を希望する方

②満60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有し、この4つのいずれかで障害者手帳1級を所持しており、自らの意思で接種を希望する方

※実施期間中に誕生日を迎えられる方はご注意ください。

*船橋市在住の方で無料券及び高齢者インフルエンザ定期予防接種予診票をお持ちの方は、外来窓口にお出し下さい。

*ワクチンの供給状況によりご希望の日に実施できない場合がございますのでご承知おき願います。

*ワクチン接種は供給状況等により無くなり次第終了となります。

院長

R.3.10.1